

吉岡誠也・伊藤昭弘編

天保十五年

阿蘭陀使節船渡来

低平地研究会歴史・文化専門部会

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

吉岡誠也・伊藤昭弘編

天保十五年

阿蘭陀使節船渡来

低平地研究会歴史・文化専門部会
佐賀大学地域学歴史文化研究センター

解題

「阿蘭陀使節船渡来」にみる蘭国パレンバン号の来航と長崎警衛

吉岡 誠也

はじめに

天保十五年（一八四四）七月二日、オランダ国王ウィルム二世が徳川将軍に宛てた開国勧告の国書を乗せて、軍艦パレンバン号が長崎に来航した。国書は、アヘン戦争の敗北による清国の惨状を伝え、日本がその二の舞を踏まないように開国を勧告するものであった。このことは、「オランダの日本に対する近代外交の出発点」¹と指摘されるなど日蘭関係史のなかで注目され²、近年でもオランダ側の意図をめぐり研究が進められている³。また、幕府の対外政策においても、国書への返書に

通信を朝鮮と琉球に、通商をオランダと清国に限定することが明記されたとして、「鎖国祖法観」が最も明確に示されたとの評価がなされている⁴。

一方で、佐賀藩史研究においては、藩主鍋島直正がパレンバン号に乗り艦内を見学したことが、その後の長崎警衛強化への大きな転機であったことが指摘されている⁵。『鍋島直正公伝』（以下、『公伝』と略記）によれば、直正は艦内で歓待を受け、軍艦の内部を念入りに見学し疑問を質問するなど、懇切なる対応を受けたという⁶。

ところが、このように対外関係史・佐賀藩史研究において注目されながらも、パレンバン号来航に対する長崎警衛の問題に関しては、意外と言及が少ない。弘化・嘉永期には、幕府の命を受け佐賀藩と福岡藩で警衛体制強化に向けた協議が行われ、伊王島など港外に佐賀藩独自で洋式台場・大砲を設置することとなるが⁷、そのきっかけともなる同船来航時の警衛実態については、今後検討が必要だろう。

そこで、本書にはこれまでほとんど注目されていない「阿蘭陀使節船渡来」（鍋島報效会所蔵・佐賀県立図書館寄託『鍋島文庫』九九一―五四八、竖帳、七八丁）を翻刻・掲載し、今後の研究に供することにした。本史料は、おもに国許家老から江戸留守居に宛てた書状の写しを江戸でまとめたものと考えられ、長崎聞役が現地で長崎奉行（所）と協議した内容などをまとめて国許へ送った書状や、長崎奉行からの達の写しが添えられており、長崎・

佐賀・江戸の間での情報の流れがよくわかる好史料である。

以下、史料の内容を中心に解説を加えていくが、特に断らない限り典拠は本史料に拠る。

1 パレンバン号来航に関する情報

天保十五年（一八四四）六月十六日、通常のオランダ商船スタット・ティール号が来航し、「六月十八日夕七月

二日頃迄二」パレンバン号が来航することを伝えた。翌十七日に、各藩の間役が奉行所に呼び出され、同船の来航に備えた厳重な警衛体制をとるよう命じられている。江戸へは、六月十七日付で長崎奉行伊沢美作守政義から勘定奉行戸川播磨守安清へ宛てた書状が出されており、中十一日までに到着するように手配（「大坂迄正六日限大坂へ江戸迄正五日限二而差立」）されているから、江戸の到着は六月二十八日頃だっただろう⁸。

だが佐賀藩江戸藩邸では、パレンバン号の来航予告に関する国許からの報告が十分ではないことで対応に焦慮していた。福岡藩の留守居からは、幕府への報告内容を調整する案文が届けられていたからである。この年長崎警衛の当番であった佐賀藩が非番の福岡藩に遅れて届け出るわけにはいかない。そのため藩邸では、在国中の藩主の指示を得ないまま福岡藩から提示された案文を参照して、六月十八日付で月番老中牧野備前守忠雅へ届け出すことにした。

ここに至るまでの江戸藩邸での様子が、七月六日付で留守居古賀大一郎（古賀穀堂の長男）から国許の年寄らへ宛てた書状に詳しく記されている。それによると、江戸では六月十六日に、長崎に入港したオランダ船が通常通りの「商売船」であり異常がない旨の報告が届いたため、幕府への報告書面について福岡藩側と打ち合わせた。すると、すでに福岡藩側には、追って来航するパレンバン号に備えた警衛強化を長崎奉行から命じられたとの報告が、七月二日に届いていた。そのため福岡藩側としては、まとめて報告を行いたいとの意向だった。

ところが佐賀藩側では、パレンバン号の来航予告については別途長崎奉行からの指示があり、そのことを聞役米倉権兵衛が国許へ戻り報告したこと、長崎巡見に赴いていた藩主直正が六月二十日に同地を発つたことまでは報告が届いていたが、その後の様子はまだ判然としない状況であった。また、この年五月十日の火災で焼失した江戸城本丸の再建費用のため、全国の大名には上納金が

命じられていたが、長崎の警衛強化にかかる費用の多寡によっては上納金負担にも影響が出るため（御備向其外莫太之御用途共二可有之候得は、御本丸炎焼二付御献納之儀逆も不被相任）、とにかく早急な報告を必要としていた。

このような事情は国許へ伝えていたため、国許からの報告もすぐに届くだろうと考え福岡藩側に一、二日の猶予を求めていた。ところがその報告が届かないうちに、熊本藩など近隣諸藩から幕府へ報告がなされるとの情報が入ってきた。福岡藩側もこれ以上の猶予を認められない状況になった。結果として佐賀藩では、先述したように藩主の判断を得ずに江戸詰の判断（「於爰許取計差出方二可有之と吟味」）により幕府への報告を済ませたのである。

長崎で得られる外国船来航情報の幕府への集積には、長崎奉行からのルートはもちろんのこと、長崎警衛を中心的に担う佐賀・福岡藩、さらにはその補完的役割を担う熊本藩のような近隣諸藩からのルートなど、複数が存

在していた。とりわけ佐賀藩と福岡藩は、当番・非番年の違いを考慮に入れつつ相互に報告内容を調整し情報に齟齬がないように努める必要があったし、報告のタイミングについて近隣諸藩の動向にも注意を払わなければならないなど、江戸での情報の扱いは慎重を要していたことがわかる。

七月六日付の古賀大一郎書状と入れ替わりで、国許から六月二十九日付の書状が江戸に届いた。そこには警衛体制に関して、白帆が見え次第家老諫早豊前が西泊番所へ出張ること、国許に注進が届いたら家老鍋島伊豆（深堀家）が出張すること、船の来航時には藩主が長崎へ赴くことが決定したと記されてあった。江戸藩邸では七月十七日に、この報告内容を六月二十七日付にして幕府へ届けた（実際に諫早豊前は七月朔日に長崎奉行と面会し、オランダ船の来航に備えている旨を伝えている）。

七月二日、パレンバン号が長崎に来航し、佐賀藩では番所や台場へ兵を配備し、非番年の福岡藩へも非番担当

台場の引渡しについて連絡を取るなど（三日に受け渡し完了）、警衛の段取りが整えられていった。長崎警衛は、港口付近の太田尾・女神・神崎の各台場を当番藩が、港外に位置する白崎・高鉾・長刀岩・陰ノ尾の各台場を非番藩が担当し、石火矢などの武器類は当番藩から非番藩へ渡されるようになっていた⁹⁾。

江戸への到着日時は不明だが、七月三日付でパレンバン号の到着を知らせる書状が、長崎奉行からの「御書付写」や間役米倉からの書状写など関係書類も添えて国許から届けられた。幕府への届け出「御案詞」も添えられており、福岡藩と調整して提出するように指示されている。また、勘定奉行長崎掛（該当者がいる場合）・小笠原左京大夫忠徴（小倉藩主）・松平主殿頭忠誠（島原藩主）へ届け出ること、藤右衛門から三平・安次郎・内匠頭への「奉札」（報告）を差し出すことも指示されている。藤右衛門とは、この時年寄を務めていた牟田口藤右衛門を指す。そして三平と安次郎は、それぞれ小城藩主鍋島直

亮・鹿島藩主鍋島直賢（直正弟）の通称であり、内匠頭は餅木家鍋島直孝（旗本・分家、九代藩主斉直の庶子）であるから、パレンバン号の来航情報が国許の年寄から江戸にいる支藩主や分家当主へも伝達されていることがわかる。

次いで七月五日付で年寄からの書状が届き、非番台場を福岡藩へ引き渡したことが伝えられた。この書状で興味深いのは、「御番所御一手持ニ相成候儀初て之儀ニ付ては、公刃御届被仰達方ニは有之間敷哉御先例無之事」と述べられている点である。「御番所」を佐賀藩が単独で受け持つ先例がないというのは、戸町・西泊番所がもとも担当藩の受持ちであることを踏まえると、その具体的な意味は今後検討しなければならない。ただ、そうした先例がないことについて幕府へ報告すべきかを懸念し、長崎奉行からの指示がなくても、江戸で福岡藩の留守居と相談して対応を協議するなど、「御番方之儀別て大切之御役向ニ付、御手落等之儀無之様」に指示してい

る点は、江戸での留守居の役割を考えるうえで重要であろう。

この一連の情報により、パレンバン号の入港、長崎奉行からの指示内容、長崎から国許への報告、台場引渡しに関する福岡藩との連絡など現地状況を、江戸でも詳細に把握していたことがわかる。

ところで直正は、七月七日に長崎で奉行伊沢美作守・目付平賀三五郎と会談し、その翌日に番所を巡見するなどして、十二日に佐賀城に帰館している。このことを幕府や「御一門様」へ報告しているが、その範囲は非常に広い。幕府関係者では、老中以下、若年寄・宗門改役・御用頼の大小目付・長崎掛勘定奉行が挙げられている。「一橋・田安え為御知例之通」とあることから、御三卿のうち一橋家と田安家にも報告することが通例となっていたようである。これ以外の「御一門様方其外」を表にまとめてみた。四一家が書き上げられており、留守居・年寄のどちらから書状を出すのかまで指示されている。鍋

島家との関係性が明確でない家もあり、「其外」の具体的な内訳が判然としない部分もあるが（幕府の役職との関係カ）、「御一門様」は古くは近世初頭に始まり、その後姻戚関係を結んだ家々であることが読み取れる。

ここでの報告内容は、藩主が無事に長崎巡見を終えたことを伝えるだけの簡単なもので、具体的なオランダ側の情報などは伝えられていない。ただし、諸藩の海外情報入手の活動が活発化するこの時期において¹⁰、海外情報に接する機会が多い鍋島家とこれだけ多くの大名家が「御一門」として関係を維持していたことは、情報ルートの一つとして注目されるだろう。

2 パレンバン号に対する警衛体制

七月十六日付の古賀宛年寄書状によると、パレンバン号は当所高銚島付近に繋留させられていたが、「主官之者」（艦長コープス）が出島へ上陸し国王からの国書や献

上品の贈呈を申し出て「弥疑敷儀」もないことが明確となったので、船を港内へ曳き入れることとなった。港内への入港に際しては、使節船の「玉葉」はそのままなので両番所の警衛を「不目立様」に行うよう長崎奉行から指示されている。通常のオランダ船は、入港時に船に搭載している大砲などの武器を一時取り上げられるので、「玉葉」を搭載したまま入港を許可するのは異例である。

このことは、パレンバン号の来航前にスタット・ティール号がもたらした本国からの訓令に従って、オランダ商館長から長崎奉行へ出された五か条の要求が関係している。そのなかに、通常の商船の場合行われる入港の際の弾薬・武器の提出を免除されることが含まれていた。商船と軍艦とを区別し、本国から派遣される船に対する西洋の慣習に倣った対応を求めたのである。この要求に対して長崎奉行は、江戸への問合せを約束し、その問合せには、オランダ側の要求を認めるべきとの考えを示していた。ただ実際には、江戸からの指示が届く前の七日に

長崎奉行の判断で入港が認められた¹¹。つまり、長崎奉行は幕府の許可を得ずに、武装解除をしないままの軍艦を入港させる判断をしたことになる。

これに関連して、七月二日付の「別啓仕候」から始まる聞役米倉の書状によると、非番所引渡しについて長崎奉行の用人から「成丈不目立通袴羽織着用にて交代」するようにとの注意があったという。しかし米倉が、警衛解除の指示がない間は現状の「小具足・陣羽織」を着用したまま交代するべきではないかと指摘すると、奉行の確認を得たうえで許可された。ここでも「不目立」ようにとの指示がなされている。長崎奉行はオランダ商館長に対して、自身の判断で入港を許可したことが幕府から否定されれば生命の危険があると伝えているから¹²、極力穏便な対応に徹し問題が生じないように細心の注意を払わなければならない状況にあり、そのために「不目立通」にとの配慮がなされていたと考えられる。

とはいえ、警衛体制を緩めたわけでもなかった。パレ

ンバン号入港前の五日に奉行所から呼び出された米倉は、両番所に相応の警衛体制を敷くために、番頭たちと相談して申し出るようにと命じられた。米倉は番頭たちと話し合った結果、①稲佐崎と岩瀬道郷の台場に設置されている大砲を佐賀藩へ引き渡してもらい、藩所有の大砲を追加設置すること、②飽ノ浦・大浦周辺の地を差し出されることを奉行所へ申し出た。この時の佐賀藩の計画では、飽ノ浦に「火矢・石火矢」一五挺、物頭三人、筒方侍四三人、足軽七五人、大小船一七艘、稲佐崎に物頭一人、筒方侍八人、足軽二五人、小早船二艘、大浦に「火矢・石火矢」一五挺、物頭五人、筒方侍六〇人、足軽一二五人、大小船二一艘を配備する予定であった。

長崎奉行から幕府への報告のなかでも、佐賀藩は家老二人を両番所にそれぞれ配置し、兵士も増員したこと、非番受持ちの台場だけではなく、大村藩領の大浦・福田へも同藩から警衛兵の増員と番船が配備されたこと、大浦の台場や、通常は長崎代官が受け持っている岩瀬道

郷・稲佐崎の台場を佐賀藩に引き渡したこと、梅ヶ崎台場は高木定四郎、南北・新地の御蔵には高木作右衛門親子、唐人屋敷前台場・西役所・出島には奉行所の与力・手付・書方出役・組同心・町年寄薬師寺宇右衛門に任せられたことが記されている。奉行が述べるように、「都て不目立様」にしながらも「御備向之儀は厚警衛」していたのである。

こうした状況は、当然佐賀藩からも幕府へ報告されることになるが、報告のされ方には長崎奉行から注文が付けられていた。先にも取り上げた七月十六日付の古賀宛年寄書状には、本来は米倉が詳細な警衛計画を記して長崎奉行に提出したものと同内容のものを幕府へも提出すべきだが、奉行から「簡易」にするようにと指示されたところがある。それは長崎奉行にも警衛計画について「色々趣意」があるためだという。つまり、双方から提出される文書の内容に齟齬が生じないように、あえて詳細を省略したのである。そのため、もし幕府へ提出する際に、

担当の月番老中から詳細について問われることがあれば、国許へ問い合わせなければわからないと返答するよう指示されている。『公伝』には、佐賀藩が警衛体制を嚴重にするのに対して、長崎奉行が穏便な対応を求めたことから、その軍備の充実を認められた直正が満足したとの逸話が記されているが¹³、「御備向之儀は厚」とは言いながら、その嚴重さの程度には差が生じていたのかもしれない。

八月十五日には、長崎での警衛も一段落ついたとして、現地に派遣されていた家老鍋島伊豆の引払いが長崎奉行から許可された旨が、月番老中水野へ報告されている。ついで十月十一日には、同じく長崎に派遣されていた家老諫早豊前を領内へ引き上げさせ、何か異変が起きればすぐさま出動できる体制としたことを老中水野へ報告している。

かくして徐々に警衛体制が緩和されていったが、その後、パレンバン号が出航することになり、領地に戻っ

ていた諫早豊前は再度長崎へ赴き、藩主直正も現地へ出向くこととなった。直正は十四日に佐賀を出立し、十七日に番所を見回り長崎奉行と会談し、十八日に船が無事に启航したのを見届けて、十九日に帰路に着いた。この報告も、やはり幕府関係者「御一門様」へなされている。

パレンバン号が長崎港を启航し帆影が見えなくなるのと、佐賀藩は非番の福岡藩に預けていた台場を受け取り、通常の警衛体制に戻った。このことを届け出る十月二十二日付の報告書が月番老中に提出されたのは、十一月十六日であった。

おわりに

以上紹介してきたように、本史料からは①長崎―佐賀―江戸相互の情報共有と対応のあり方、②外国船来航情報の伝達、③警衛体制の実際について窺い知ることができる。③については、直正が現地巡見を終えたあと、番

所や台場を「厳密」にすれば、その他の「枝葉」は捨て置いても良く、「兎角旧来之姿ニ拘理詰のミニて肝要必勝之穿鑿ハ余所に成候而故、台体之吟味可仕旨申越すべし」¹⁴と述べていることから、この後に進められる警衛体制強化との関連を踏まえて、さらに検討を進める必要がある。

また①・②に関しては、パレンバン号来航問題に限定されない、今後の佐賀藩史研究にとって注目されるテーマだろう。とりわけ江戸詰藩士の役割については、これまでの研究では言及が少なく、『鍋島文庫』にある「江府詰日記」などを活用した実証的研究が望まれる。

本史料の内容は、直接にはパレンバン号来航に関するものであるが、それだけに限らない研究視角を示唆するものでもある。関連史料の発掘とともに積極的な活用が期待される。

表 「御一門様方具外」一覽

名前	身分・役職	鍋島家との関係	報告担当
松平(伊達)陸奥守慶邦	仙台藩主	伊達宗村の娘淳子が鍋島重茂(7)の室	藤右衛門
伊達大膳大夫宗城	伊予宇和島藩主	鍋島宗茂(5)の娘護が伊達村候の室、鍋島治茂(8)の娘観が伊達宗紀の室、鍋島斉直(9)の娘猶が宗城の室	藤右衛門
井伊掃部頭直亮	彦根藩主	井伊直幸の娘雍が鍋島治茂(8)の室	藤右衛門
青木駿河守重龍	麻田藩主		藤右衛門
松平大和守齊典	川越藩主	鍋島直正(10)の娘貢姫が松平直侯室	藤右衛門
岡部内膳正長和	岸和田藩主・奏者番	鍋島宗教(6)の娘が岡部長住室	藤右衛門
榊原式部大輔政愛	越後高田藩主	鍋島治茂(8)の娘誠が榊原政令(3)の室	藤右衛門
植村出羽守家教	大和高取藩主		藤右衛門
水野出羽守忠武	沼津藩主	鍋島光茂(2)の娘が水野忠直の室	藤右衛門
松平能登守乗喬	美濃岩村藩主	松平乘漚の娘が鍋島治茂(8)の室	藤右衛門
松平和泉守乗全	三河西尾藩・寺社奉行		藤右衛門
松平因幡守慶行	鳥取藩主	貢姫と婚約	古賀大一郎
松平(毛利)大膳大夫慶親(敬親)	伊予松山藩主	松平忠明の娘が鍋島忠直および鍋島直澄(蓮池藩初代)の室	古賀大一郎
松平主殿頭忠誠の御惣容様	長州藩主		古賀大一郎
松浦彦岐守曜の御惣容様	高原藩主	鍋島勝茂(1)の娘が松平忠房の室	古賀大一郎
林大学頭就	平戸藩主		古賀大一郎
伊東修理大夫祐相	儒者・大学頭		古賀大一郎
三浦備後守義次	飢肥藩主	鍋島光茂(2)の娘が伊東祐実の室	古賀大一郎
松平伊賀守忠優(忠固)	勝山藩主	鍋島治茂(8)の娘が三浦誠次の室	古賀大一郎
	上田藩主		古賀大一郎

松平越前守慶永（春嶽）	福井藩主	松平光通の娘が鍋島綱茂（3）の室	古賀大一郎
細川越中守斉護	熊本藩主		古賀大一郎
牧野兵部貞久	笠間藩主		古賀大一郎
松平出羽守斉斎（斉貴）	松江藩主	鍋島斉直（9）の娘が松平斉斎（斉貴）の室	古賀大一郎
上杉弾正大弼斉憲	米沢藩主	鍋島勝茂（1）の娘が上杉定勝の室	古賀大一郎
伊達和泉守宗孝	伊予吉田藩主		古賀大一郎
松平（蜂須賀）阿波守斉裕	徳嶋藩主		古賀大一郎
秋田安房守肥季	三春藩主		古賀大一郎
松平次郎	（不明）		古賀大一郎
真田信濃守幸貴	松代藩主		古賀大一郎
深尾小源太元隆	御先手弓		古賀大一郎
野田甲斐守元矩	御先手鉄砲		藤右衛門
鍋島三平（直亮）	小城藩主	支藩	藤右衛門
鍋島安次郎（直賢）	鹿島藩主	支藩	藤右衛門
鍋島内匠頭直孝	町奉行（餅木鍋島家）	分家	藤右衛門
欽五郎	（不明・餅木鍋島家力）		藤右衛門
伊予守	鍋島伊予守直正力（餅木鍋島家）		藤右衛門
鍋島撰津守直與の聞番	蓮池藩主	支藩	古賀大一郎
土井大炊頭利位の御惣容様	古河藩主・老中	支藩	古賀大一郎
本田越中守忠徳の御惣容様	陸奥泉藩・若年寄	支藩	古賀大一郎

典拠：東京大学史料編纂所編『柳宮補任』1～3卷（東京大学出版会、1997年）、木村礎他編『藩史大事典』1～7卷（雄山閣出版、1988～1990年）、高柳光寿他編『新訂寛政重修諸家譜』第13（統群書類従完成会、1991年）

註：（ ）内の数字は藩主の代

【参考文献】

- 1 永積洋子「通商の国から通信の国へ―オランダの開国勸告の意義―」（『日本歴史』四五八、一九八六年）。
- 2 森岡美子「弘化年間における日蘭国書往復について―長崎奉行伊沢美作守の任務―」（『長崎談叢』五四、一九七三年）、同「弘化年間における日蘭国書往復について―幕府側の諸問題―」（『日本歴史』三〇一、一九七三年）など。
- 3 松方冬子『オランダ風説書と近世日本』（東京大学出版会、二〇〇七年）。
- 4 藤田覚『近世後期政治史と対外関係』（東京大学出版会、二〇〇五年）。
- 5 長野暹「弘化・嘉永初期における長崎警備の一考察―佐賀藩・福岡藩と幕府―」（『佐賀大学経済論集』三八―一、二〇〇五年）。
- 6 中野禮四郎編纂『鍋島直正公伝』三卷（侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年）一八〇頁。
- 7 木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』（九州大学出版会、一九九七年）、前掲、長野暹「弘化・嘉永初期における長崎警備の一考察―佐賀藩・福岡藩と幕府―」。
- 8 一橋大学所蔵「阿蘭陀本国船渡来一件」（<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/da/handle/123456789/7033>にて閲覧可能）。
- 9 長野暹「長崎警備初期の体制と佐賀藩―防備体制を中心に―」（『佐賀大学経済論集』三五―四、二〇〇二年）。
- 10 岩下哲典『改訂増補版 幕末日本の情報活動―「開国」の情報史―』（雄山閣、二〇〇八年）。
- 11 前掲、森岡美子「弘化年間における日蘭国書往復について」、永積洋子「通商の国から通信の国へ」に拠る。
- 12 前掲、永積洋子「通商の国から通信の国へ」。
- 13 前掲、『公伝』三卷、一八〇―一八一頁。
- 14 「鍋島夏雲内密手控」（鍋島報效会所蔵・佐賀県立図書館寄託『鍋島文庫』鍋〇三三―〇五三）。

凡例

- (1) 原則として常用漢字を用い、かなは現行のひらがな・カタカナに改めた。ただし、「夕(より)」「ノ(して)」などはそのままとした。
- (2) 史料には読点「、」や並列点「・」をつけた。また、敬意を示す闕字・平出は省略した。
- (3) 編集者による校訂は丸括弧に入れ、傍注とした。誤記・意味不明などの場合には、正字を傍注とするか、(ママ)を付した。脱字は(脱カ)と注記した。疑念が残る場合には(カ)を加えた。
- (4) 本文以外の部分は上下にカギ括弧を付し、その右肩に(表紙)(別紙)など、傍注を付した。
- (5) 原文に改変がある場合には、基本的に改変後の文字を記した。破損などで解読不能な場合には、字数の判明するものは□で、判明しないものは「 」で示した。
- (6) 助詞として用いられる「江」「与」「茂」「者」などは、

(7) 史料中には、近世社会において形成された差別的用語が含まれている場合があるが、そのまま掲載した。これは差別を容認するものではなく、差別問題の克服に資することを意図したものである。

目次

解題……………吉岡誠也 i

凡例……………xiii

「阿蘭陀使節船渡来」……………1

天保十五年辰七月二日阿蘭陀国王より之使節船長崎
渡来ニ付而て之手続左之通

一右御国許より之飛脚到着不仕、然処筑州ニは飛脚到来
ニ付、御届之儀可差出旨為打合御案文写御留守居よ
り差遣候付、此御方之儀御当番年之儀ニも有之候処、
飛脚到着不仕とは乍申、筑州より跡ニ御届相成候通ニ
ては御不都合ニも有之候付、吟味之上筑州案文ニ被相
寄、御文面左之通にして御届相成候事

此度渡来之阿蘭陀船咬啗吧頭役よりかひたんえ差越
候書簡之内、阿蘭陀国王より御政道筋御為ニも相成
儀可申上旨を以、彼方本国より商売船ニ無之、態と
船相仕立可差越段かひたん申出候、尤右船長崎湊着
岸之比は、六月十八日比より七月二日比迄ニは可致
着岸哉ニ付、猶備向嚴重取計且領内浦々入念候様、
昨十七日伊沢美作守より彼地差置候家来之者え被相
達候段申越之候、依之備向等猶又嚴重申付候、且又

阿蘭陀船入津旁ニ付私儀明後廿日より彼地罷越儀御
座候、此段御届仕候、以上

六月十八日

御名

御用番

牧野備前守殿

一右之段御在府之隣国衆え左之通

一筆致啓達候、——被相達候通申越之致承知候、

此段御老中迄申上儀候、右之趣為可申述如斯御座候、

恐惶謹言

六月十八日

松平主殿頭様

小笠原左京大夫様

人々御中

一筑州より之御届面左之通

一筆致啓上候、於長崎去十七日伊沢美作守え彼地遣置候家来之者被相呼、此度渡来之阿蘭陀船咬啮吧頭役よりかひたんえ差越候書簡之内、阿蘭陀国王より御政道筋御為ニも相成儀可申上旨を以、彼方本国より商売船ニ無之、態と船相仕立可差越段かひたん申出候、尤右船長崎湊着岸之比は、六月十八日比より七月二日比迄ニは可致着岸哉二付、猶備向嚴重取計且領内浦々入念候様被相達候段申越候、此段為可申上呈飛札候、恐惶謹言

六月十九日

御老中様 御連名

西御丸

右同

文言右同

堀大和守様

此段各御中迄以飛札申上候付如斯御座候

一右御届此方にて御取計相成候段、同六日より御国許え東海道五日・中国路六日限飛脚を以左之通

一筆致啓上候、先月十六日長崎表阿蘭陀船一艘入津、例之商売船にて無別条旨之御勤被仰越候付、御文面等筑州え打合候処、彼御方ニは咬啮吧頭役よりかひたんえ差越候書簡之内、阿蘭陀国王より御政道筋御為ニも相成儀可申上旨を以、彼方本国より商売船ニ無之、態と船仕立可差越由、依之備向嚴重ニ取計、浦々入念候様との儀、翌十七日御奉行衆より御書付を以被相達候旨、筑州御方ニは去ル二日飛脚到来ニ付、右御届之儀翌三日商売船入津之呈書と一同差出度段申聞候、然処此御方之儀右別船ニ付てハ伊沢美作守殿より被相達候次第有之、米倉権兵衛儀早速長崎出立其許到着、段々申上之次第有之、御番所御見廻被御引揚、同廿日暁七時御供揃にて被遊御発駕、

此後何等之至儀ニ可引移哉、御備向其外莫太之御用途共ニ可有之候得は、御本丸炎焼ニ付御猷納之儀沖も不被相任、御取止之趣最前御内外より町便を以被仰越候、依之公迎え之御届は差付別段ニ急飛脚被差立、無程到着可致と相考候付、筑州より之御届一両日之処見合被呉候様彼御留守居え及示談、其許之を一左右日夜相待罷在候得共、道中筋如何之都合候哉飛脚到着不致候、然処細川様其外御憐单之御衆(譯)よりも追々飛脚到来、御届ニも可相成趣相聞へ、筑州ニても事柄致延引、且脇様之御届ニ相後レ候通ニては甚以不都合有之、惣て御双方ニ相懸り候御届等は御一同差出筈候得共、文化四卯年五月アメリカ船渡来之節之御届は、此御方より相後レ差出候例も有之候付、急ニ差出度旨猶又示談有之候、しかしながら此御方之儀御当番ニも有之候得は猶更被御差急、筑州其外え御後レ被成候ては不相叶筋候処、右之次第ニて甚心配仕候、依之役々再応申合候処、其許より

の御差込相待居候ては只様相後レ御不都合候得は、於爰許取計差出方ニ可有之と吟味、筑州えは昨五日飛脚到来之振合ニ懸合、御届書之儀前断町便ニて被仰越置候趣ニ随ひ、且筑州より之御文面ニより別紙之通御書付念を入相認、同日夕御用番牧野備前守殿え一同差出申候、惣てハ御事柄御名前之御書付爰元限差出候儀不容易儀ニ御座候得共、前断之次第ニ付取計申候、此段為可申上東海道五日・中国路六日限飛脚を以如斯御座候、恐惶謹言

七月六日

古賀大一郎

御年寄中様

一右之末御国許より六月廿九日立飛脚到来、左之通申来候

一筆令啓達候、阿蘭陀本国より使節船追々長崎可致着岸段、伊沢美作守殿より去ル十七日諸手一同被召

呼、委細以御書付被相達候付て、公辺御届被仰達候
段は最前早飛脚を以被仰越候通候、右船渡来之節諸
事為御手当豊前儀則より出崎、彼屋敷罷在白帆相見
候は早速西泊御番所致出張候様被仰付候、且又白帆
相見候註進申来候は、伊豆殿早速立にして猶又為御
手配長崎被差越儀候、惣て右船長崎入津之段被聞召
候はは、則御供揃にて彼地御越可被遊旨被仰出候、
依之彼是之趣美作守殿・平賀三五郎殿え被仰達候、
就右公辺御届被仰達方ニは有之間敷哉、いつれ追々
渡来之上は御届之振合被仰越事候得共、自然筑前よ
り前を以御非番方御手配向等之儀被相届候都合ニも
候は、此御方御当番ニて無何と被差置候ては御手後
之様相見候付、別紙御案詞被差越候間御文面猶又吟
味を加、筑前御留守居示合趣ニ随ひ宜取計追て否可
被申上候、此段為可相達如斯候、恐々謹言

猶以山城殿事当一順伊豆殿と改名有之候、此段為心得
候、以上

六月廿九日

小山平五左衛門

鍋島隼人

鍋島市佑

古賀大一郎殿

一右之末七月十七日御用番牧野備前守殿え左之通御届被
差出之

阿蘭陀国王より御政道筋御為ニも相成儀可申上旨を
以、態と船相仕立可差越段かひたん申出候付、備向
殿重取計且領内浦々入念候様、伊沢美作守より被相
達候通家来之者より申越候、依之備向殿重ニ申付候
段は最前御届仕候、右船弥渡来候は高鉾近辺ニ繫留
置候間、相応番船等致手当候様と之儀も美作守より
被相達置候付、番船等手当仕、領内浦々入念申付候、
惣て例阿蘭陀商売船と相違候付、諸事為手配則家老
諫早豊前長崎差越置、右船相見候は西泊御番所致出

張候様申付候、且又渡来之註進仕候は、猶又為手配親族家老鍋島伊豆早速長崎差遣儀御座候、将又入津之旨承知仕候は私儀も罷越候心得御座候段美作守之申達置候、此段御届仕候、以上

六月廿七日

御名

一 御国許より七月三日立飛脚参着、左之通申来候

一 筆令啓達候、先月廿四日立早飛脚を以被仰越置候
阿蘭陀本国の仕出之船一艘、昨二日未下刻入津二付
高鉾島辺え滞船被相糺候処、外疑敷儀も無之旨伊沢
美作守殿・平賀三三郎殿御列座にて諸家一同御面談、
米倉権兵衛之御書付を以被相達候段被聞召候、依之
公辺え御届被仰達候付、別紙御案詞被差越候条、御
文面猶又吟味を加、筑前御留守居えも示合、宜取計
差出之、追て否可被申上候

一切支丹御改衆え前断御届之儀、先月廿四日立飛脚二

て被仰越候通取計可被申候

一 御勘定御奉行之内長崎御用御請持之御方有之候は、
是又御届差出可被申候

一 小笠原左京大夫殿・松平主殿頭様之御状を以被仰述
候付御案文差越候条、調進可被致候

一 三平殿・安次郎殿・内匠頭殿之為御知被仰遣候間、
藤右衛門より之奉札差出可被申候

右之趣為可相達如斯候、恐々謹言

七月三日

御年寄中

古賀大一郎

猶以本文御奉行所之御書付写、扱又権兵衛の申上
之書状写、且又御非番所御台場被御引渡候儀二付て
御奉行所之伺并御届書写、偕又権兵衛の書状写も為
心得差越申候、以上

一 筆令啓達候、今度阿蘭陀使節船可致着岸二付、筑
前より御非番手人数・船差出相成、御非番所御台場

御引渡之儀米倉権兵衛より筑前聞役相談、御奉行所相伺御差函之旨を以猶彼聞役申合、御番御渡之例二依り一昨三日孫六郎より彼番頭へ使差出候、手数等相濟候上御非番四ヶ所御台場御石火矢・大筒并玉薬其外筑前役々え引渡、無滞相濟候段委曲権兵衛より申上候、右之通御奉行所伺濟之上御引渡有之候儀、御番所御一手持二相成候儀初て之儀二付ては、公辺御届被仰達方二は有之間敷哉御先例無之事情条、筑前御留守居遂示談自然御届二相成候は、御文面吟味を加差出可被申候、御番方之儀別て大切之御役向二付、御手落等之儀無之様取計、追て否可被申上候、此段為可相達如斯候、恐々謹言

七月五日

御年寄中

古賀大一郎殿

猶以本文二付権兵衛より御奉行所え之御届書写、扨又同人より之書状写差越申候、且又御非番四ヶ所御台場筑前役々え引渡相濟候段、御奉行所より公辺御

届之有無御達ハ無之候得共、本文之通候条、猶又御内密筋えも得御相談宜取計可被申候、以上

米倉権兵衛より申上之書状

一筆致啓上候、追々御註進申上候白帆船一艘段々乗寄、高鉾島辺え相繫碇を入檢使糺方之処、阿蘭陀本国船相違無之旨、出張之出迎船え檢使より別紙写之通鑑札を以通達候段、御番所より飛船を以申越候、依之則筑前聞役申談諸家・類役中えも及通達、御奉行所罷出御糺方之否承合候処、伊沢美作守殿・平賀三五郎殿御列席にて諸家一同御面談、今日入津之白帆船先達て被相達候阿蘭陀本国仕出之船一艘、今未下刻入津二付高鉾島辺え滞船為致、外疑敷儀も無之候、江戸え之御註進は明日被御申上候旨委曲以御書付被仰達候付、右之趣則御国許并番頭共可申越旨御請仕引取申候、依之右御書付差上申候、猶此後之都合は追々可申上候、此段為可申上無時早走・宿繼を

如斯御座候、恐惶謹言

七月二日

米倉権兵衛

御年寄中様

一筆致啓上候、今度紅毛使節船可致着岸ニ付、筑前より非番手人数・船差出ニも相成居候付ては、御引渡相成候方ニ可有之、委曲成松万兵衛・下村八左衛門ニて外向より相含越候付、御番所役々申合筑前間役相談候末、今二日別紙之通御奉行所え相伺候処、御用人阪岡大輔を以御挨拶相成候は、兼て被仰合通御両家御申合之上御非番所御請取渡之儀、御奉行伊沢美作守殿御承知、聊御存寄無之段被相達候、依之明三日未明御非番所筑前引渡可申、猶又彼方相談手配等夫々相整候様御番所役々え相達為申儀御座候、此段先以為可申上早走・宿継を以如斯御座候、恐惶謹言

七月二日

米倉権兵衛

御年寄中様

別啓仕候、別紙を以申上候御奉行所より御達之末、筑前間役・私兩人御達済之上居残候様被相達、相控罷在候処、筑前間役え御非番所請取之儀、成丈不目立通袴羽織着用ニて交代相成候方可然演説有之候旨候、其末私え右同様申聞、筑前間役えも其儀申述置候条、明朝交代相成候様演達有之候付私より申述候は、筑前番手請取之儀は如何様共於此御方不差支、併如形御備相立、いづれも小具足・陣羽織ニて守衛罷在候付ては、御備相解候様御達無之間は打追之着服ニて交代致方ニは有之間敷哉猶又及問合候処、引取候末罷出申聞候は、伊沢殿相達候処尤之儀ニ御聞被得候末、御両家共私心得通之着服ニて交代相成候様相達有之候、其末猶又私え演説有之候は、只今も檢使猶又相達之次第有之、此節之蘭人殊之外穩二石火矢・合炮并玉薬取揚之儀、御申渡通承知仕候都合

二て甚神妙ニ相聞候付、明日は多分内湊被御挽入候
通折角伊沢殿相考被居候、右之次第私限内々心得迄
申語候様と之趣も御沙汰之由、就ては内湊御挽入之
上は御備向被相解候様御達可相成之趣申聞候、依之
相応之及挨拶引取申候、此段も為可申上如斯御座候、
恐惶謹言

七月二日

御年寄中様

米倉権兵衛

御非番所御引渡ニ付て之伺書

今年松平美濃守様御勤御非番所之儀、御番手相揃候
は彼御方御家来相談、御非番所御台場之儀御引渡仕
候方ニ可有御座哉、白帆船相見候段及註進候付、先
以此段相伺候様番頭共申越候、以上

七月二日

御名内

米倉権兵衛

御奉行所より被相渡候御書付

先達て相達候阿蘭陀本国仕出之船一艘、今未ノ下刻
入津ニ付高鉾島辺え為致滞船、外疑敷儀も無之候、
江戸え之注進は明日申上候、右之趣御国許え御申越
可有之候

七月二日

表

本国紅毛船

裏

先達て及達候紅毛本国仕出之船ニ相違無之候間、可
被得其意候

御非番所御引渡相済候付て

一筆致啓上候、今度紅毛使節船可致着岸ニ付て、筑
前より非番手人数・船差出相成居候付てハ、御非番
所御引渡相成候方に可有之委細外向より申越候付、
御番所役々申合筑前聞役相談、御奉行所相伺御差図

之旨を以御引渡之手配等相整候段は、申上置候通御座候、然末猶又彼聞役申談例御番御渡之例ニ依り、今三日曉孫六郎より彼番頭へ使差出候手数等相濟候上、御非番四ヶ所御台場御石火矢・御大筒并御玉薬其外、筑前役々え夫々引渡無滞相濟申候、依之私儀伊沢美作守殿・平賀三五郎殿御方參上、右御引渡相濟候段別紙之通御届仕候、依之右御届書寫差上申候、此段為可申上如此御座候、恐惶謹言

七月三日

米倉権兵衛

御年寄中様

右御届書左之通

御非番所御台場之儀最前相同、御差図之旨を以今三日松平美濃守様御家来え引渡之、無滞相濟申候、此段御届仕候様番頭共申越候、以上

御名内

七月三日

米倉権兵衛

一右之末左之二ヶ条之御届、七月十九日御用番牧野備前守殿え被差出之

於長崎阿蘭陀本国仕出之船一艘、昨二日未下刻入津付高鉾島辺え為致滞船、外二疑敷儀も無之旨伊沢美作守より彼地差置候家来之者え、以書付被相達候通申越之承知仕候、最前も委曲申上候通例阿蘭陀商売船と相違候付、諸事為手配家老諫早豊前儀は先達て長崎差越之、猶又為手配親族家老鍋島伊豆早速差越申候、就右私儀も明四日より彼地罷越儀御座候、此段御届仕候、以上

七月三日

御名

一筆致啓達候、於長崎阿蘭陀本国仕出之船一艘、昨二日未下刻入津二付高鉾島辺え為致滞船、外二疑敷儀も無之旨、伊沢美作守殿より彼地差置候家来之者

え、以書付被相達候通申越之致承知候、右之趣御老
中迄申上儀候、此段為可得御意如斯御座候、恐惶謹
言

七月三日

小笠原左京大夫様

松平主殿頭様

人々御中

最前御届仕候於長崎阿蘭陀本国仕出之船一艘一昨二
日就入津、非番所之儀伊沢美作守得差図、松平美濃
守家来え昨三日非番方御石火矢台場家来之者より引
渡候段申越候、此段御届仕候、以上

七月四日

御名

一御国許より七月十六日立早飛脚を以左之通申来

一筆令啓達候、阿蘭陀本国仕出之船就入津、長崎為

御見廻去ル四日御発駕、同七日御着崎、伊沢美作守
殿・平賀三五郎殿御對話、同八日両御番所御巡見、
相替儀無之候付美作守殿・三五郎殿御相談之上、同
九日彼地御発駕、同十二日益御機嫌能被遊御帰城候、
依之公辺え以御飛札御勤可被成と御連状御呈書、堀
大和守殿え之御勤札、両若御年寄衆え之御各札、切
支丹御改衆御用御頼大小御目付衆え之御状、いつれ
も御案文にて被遣之、御日付同十二日御書載被成候
一条入念相認之、御連状御呈書・御勤札差上之、其外
之御状夫々差出可被申候

一御勘定奉行之内長崎御用御請持之御方有之候は、被
仰達儀候間宜取計、追て否可被申上候

一小笠原左京大夫殿・松平主殿頭様え以御状被仰述候
付、御案詞之通調進可有之候

一伊沢力之助殿え於長崎美作守殿御面談之儀、旁御口
上被仰述候条、御使者差出可被申候

一一橋・田安え為御知例之通藤右衛門其外より之奉札

差出之、且御一門様方其外左之通

藤右衛門より

松平陸奥守様
網君様
真明院様
栄心院様
遠州様
伊達大膳大夫様
御惣容様
井伊掃部頭様
御一統様
青木駿河守様
御惣容様
松平大和守様
御惣容様
岡部内膳正様
御惣容様
榊原式部大輔様

其方より

右京大夫様
御惣容様
植村出羽守様
御惣容様
水野出羽守様
御惣容様
松平能登守様
御惣容様
松平和泉守様
御惣容様
松平因幡守様
御惣容様
松平和之進様
御惣容様
松平隱岐守様
御惣容様
松平大膳大夫様

御惣容様

松平主殿頭様

松浦壹岐守様之

御惣容様

林大学頭様

御惣容様

伊東修理大夫様

御惣容様

三浦備後守様

御惣容様

松平伊賀守様

御惣容様

松平越前守様

御惣容様

細川越中守様

御惣容様

牧野兵部様

御惣容様

松平出羽守様

御惣容様

上杉弾正大弼殿

御一家

伊達和泉守様

御惣容様

松平阿波守殿

秋田安房守様

御惣容様

松平次郎様

御惣容様

真田信濃守様

御惣容様

深尾小源太殿

野田甲斐守殿

三平殿

藤右衛門より

安次郎殿

内匠頭殿

同内方

欽五郎殿

伊予守殿

撰津守殿

其方自分にて

聞番

土井大炊頭様

本多越中守様之

御口上

御惣容様

右之趣為可相達如斯候、恐々謹言

七月十六日

御年寄中

古賀大一郎殿

一筆令啓達候、入津之阿蘭陀本国仕出之船、都合次

第湊内え繋替可被御申付旨かひたんえ被相達候間、

弥湊内碇入候上は御番所并内外御台場御備向等、平

常商売船入津中見合御差略可被成段、尤番船之儀は

被差出候様、且又准前条船数等も被相減、諸事不目

立通御取計相成候様、偕又致渡来候船は本国船二無

相違、檢使兩人彼船二乗組湊入船いたし候間、御番

所前可被差通旨、將又岩瀬道郷・稲佐崎・大浦出崎

御備筒御持筒被差加、御固可有之段御奉行所より御

書付を以聞番え被相達之、去ル七日長崎御滞座中被

聞召候、其末同日右船西泊御番所内之方え御挽入相

成碇入申候、右二付て番船被差出之到期、御人数等

早速間二合候通嚴重被仰付置候段公辺御届被成候

付、御案詞被差越候条、筑前御留守居えも示合、御

内密筋えも遂御相談候上御届差出可被申候

一切支丹御改衆扱又御勘定御奉行之内長崎表御用御請

持之御方有之候は、先達てより毎度被仰越置候通御

届取計差出可被申候

一三平殿・安次郎殿・内匠頭殿為御知被仰遣候間、藤

右衛門より之奉札差出可被申候

右之趣為可相達如斯候、恐々謹言

七月十六日

御年寄中

古賀大一郎殿

猶以本文御奉行所より之御達書三通、且又御奉行所より公辺御申上相成候下書写三、為心得差越候、以上

御奉行所より之御達書

先達て入津之阿蘭陀本国仕出之船、都合次第湊内え繋替可申旨かひたんえ相達候間、弥湊内え碇入候上は、御番所并内外御台場御備向等、平常商売船入津中二見合御差略可有之候、尤江府え伺中二付番船之儀ハ御差図可有之、是又前条二准船数等も被減、諸事不目立様御取計可有之候

七月

木札

此度致渡来候船ハ阿蘭陀本国船ニ無相違、檢使兩人彼船え乗組湊入船いたし候間、御番所前可被相通事

岩瀬道郷

御備筒七挺居置有之候

稲佐崎

御備筒六挺は高木定四郎方え持越候積

大浦出崎

御備筒置居無之候

右之場所御持筒被差加御固可有之候、地所は高木作右衛門并大村丹後守方え懸合請取可被申候事

七月

御奉行所より公辺御申上相成候下書

大炊頭殿

阿蘭陀国王より呈書其外持越候船御番所脇え引入

候儀二付、申上候書付

伊沢美作守

当月五日簡条伺書を以申上置候阿蘭陀国王より呈書
其外持越候本国仕出之船、最初碇卸為致候高鋒島前
之儀は聊之風雨ニも波荒之場所ニて、右紅毛船は勿
論差出置候番船等も繫留兼候儀ニ付、前書ニ奉伺候
御下知濟迄は先西泊御番所脇は取締も宜風波之憂も
薄き場所ニ付、去ル七日右船同所え引入、番船・檢
使船をも差出警固為致置申候、右ニ付当番方松平肥
前守家老兩人西泊・戸町御番所え増人数召連、出張
罷在候分も都て不目立様いたし番船等も差出、御備
向之儀は厚警衛仕候旨、外向御台場向之儀も先達て
申上候通非番方松平美濃守中老役其外家来共前同様
之由、大村丹後守領内大浦・福田浦えも同人より増
人数・番船等差出置候段追々届出申候、且又湊内丹
後守領内大浦ニ有之候台場、高木作右衛門・高木定
四郎平日請持候岩瀬道郷・稲佐崎共都合三ヶ所御台
場之儀も、当番方松平肥前守家来共え為引渡、是又

守衛向申渡候、將又梅ヶ崎御台場は高木定四郎え此
度限請持申付、南北新地三ヶ所御藏方ハ高木作右衛
門親子え同様申渡、唐人屋敷前御台場・西御役所・
出島共三ヶ所御備向之儀は、懸与与力・手附・書方
出役・与同心并町年寄薬師寺宇右衛門等え警衛向不
相緩様申渡、夫々場所割いたしつれも不表立様御
簡賦致し可置段申渡候儀ニ御座候、依之申上置候、
以上

辰七月

伊沢美作守

阿蘭陀国王より呈書其外持越候船御番所脇え引入
候儀ニ付、申上書之内抜書

前書ニ奉伺候御下知濟迄ハ、先湊内西泊御番所脇は
取締も風波之憂も薄き場所ニ付、去ル七日右船同所
え引入為繫替申候、尤例年商売船掛場よりは西南之
方え凡拾六町程、波止場ハは式拾町余相隔碇卸申付、
番船・檢使船をも差出為致警衛置候、右ニ付当番方

松平肥前守家老兩人西泊・戸町両御番所へ増人数召連、出張罷在候分も都て不目立様致し番船等も差出、御備向之儀は厚警衛仕候旨、外目御台場等之儀も先達て申上候通非番方松平美濃守家老・中老役其外家来共追々差越、是又前同様可致警固段申渡候、当地稲佐崎郷之内大鳥崎右同人抱地有之、同所えも人数・筒・船等差出置候旨、大村丹後守儀も領内大浦・福田浦えも同人より人数・船等差出、手配仕置候旨届出申候、且又湊内丹後守領内大浦地所之内出崎并岩瀬道郷・稲佐崎、高木作右衛門・高木定四郎平日請持候御台場共都合三ヶ所之儀も、当番方肥前守家来共え為引渡守衛向申渡候

右申上別紙申上と少々相替候故下書被相渡候旨、七月十二日御奉行御用人阪岡大輔より聞番え相渡候段之申上、書状写ハ不被差越候事

以別紙申上之候

当地并近国迄相替儀無御座候事

一 昨十一日訴状箱差出候処、箱訴之者無御座候事

一 追々申上置候阿蘭陀国王今呈書并献貢物持越候船致入津候付、松平肥前守儀当地為見廻去ル七日罷越、同日於御役所対話仕、西御役所えも罷越三五郎え対話仕、同八日両御番所見廻り候処別条無之致警衛候旨二て、同九日当表出立仕候段届出候事

以上

七月十二日

平賀三五郎

伊沢美作守

御老中方三名宛

一 筆令啓達候、阿蘭陀本国仕出之船一艘就入津、高鉾辺え為相繫被置主官之者出島上陸之上、国王書簡并貢献物献納方等申出、弥疑敷儀不相聞候間、追々右船湊内え御挽入可被御申付候、尤右呈書并貢献之儀公儀御伺中且玉葉も未其俣被差置候付、湊内御挽

入相成候付兩岸共都合宜場所え不目立様相応之固御
手配相成、尤御非番方えも申談候様、去ル五日伊沢
美作守殿より以御書付米倉権兵衛え被相達候付、岩
瀬道郷・稲佐崎御筒備之場所、偕又大村丹後守殿御
領内大浦出崎え固御人数・船等被差出、岩瀬道郷之
御備筒は高木作右衛門殿より請取之、其外箇所々々
え御自分筒等夫々御手配被仰付候段、先以権兵衛自
分書付を以御奉行所え致御届候旨、同六日長崎御越
御道中矢上御泊ニおいて被聞召候、右之通岩瀬道郷
其外え火矢・御石火矢、固御人数・大小船等御備付
相成候段、御奉行所え先以聞番より致御届候、別紙
写書面ニ委敷致書載候付ては、公辺御届之儀も御同
様被仰達候はて不被相叶哉ニ候得共、簡易ニ御届相
成候方可然旨被仰出候、依之公辺御届別紙御案文懸
紙并朱書之通ニても可有之哉と申上候処其通被仰出
候、惣て此御方より御届と御奉行所之申上と意味
振候ては不被相叶旨にて、御届御草案御所望有之候

付、権兵衛持出彼用人え示談之上御一覽之処、少も
御存寄無之旨ニ付、御案詞之通公辺御届被成儀候間
差出可被申候、前断御案詞朱書之内委曲之文字御書
載ニ付ては、若御用番よりいつれ之訳候哉杯御問合
等有之候は、爰元申越候はては相分り不申段相答
早々可被申上候、権兵衛より致御届候書面之通ニて
は、固人数御差繰其外色々御趣意も被為在候付、態
と公辺御届は被相省候間、其心得可有之候、此段為
可相達如斯候、恐々謹言

猶以本文ニ付御奉行所より被相達候御書付其外
一印之四印迄、且又権兵衛より之書状写都て八
通為心得差越候、将又筑前よりも御届可相成候
間、彼御留守居示合可被申候、以上

七月十六日

御年寄中

古賀大一郎殿

一筆令啓達候、委曲別紙被仰越候通岩瀬道郷其外御

台場え固人数・御自分筒等御備付相成候御届御日付
去ル六日、且又阿蘭陀本国仕出之船湊内御挽入相成
碇を入候御届御日付同七日、御書載被成候付ては右
飛脚早速被差立候はて不相叶処、色々御用不相済候
付今日より被差立候、惣て日数及延引候付、中国路
五日・東海道四日着にして被差越候条、到着之上早々
御届差出被申追て否可被申上候、此段為可相達如斯
候、恐々謹言

七月十六日

御年寄中

古賀大一郎殿

米倉権兵衛より之書状

一筆致啓上候、昨五日御奉行所より御呼出二付罷出
候処、今度入津之紅毛使節船湊内御挽入相成儀ニは
候得共、呈書其外江府御伺中且玉葉もいまた其俣被
差置候事二付てハ、湊内両岸都合宜場所え不目出様
相応之固御人数等被差出候様、委曲別紙一印之通御

書付を以被相達候、依之早速御番所申越役々相談、
猶孫六郎相達遂吟味候処、前断御事柄之儀ニて爰許
限取計相成候亘り如何にも御座候得共、色々御都合
も有之至て差懸候儀二付、先以二印之通御奉行所御
達出相成方ニ可有之、左候て大村方えハ三印之通御
示談、筑前えは四印之通御通達相成方ニ可有之彼是
申合、右御達出之筋等夫々取計為申儀御座候、猶委
細之儀は嘉村源左衛門相含越候付同人より可申上
候、依之御奉行所え之御達書写等都て四通差上申候、
此段為可申上如斯御座候、恐惶謹言

七月六日

米倉権兵衛

御年寄中

御奉行所より被相達候御書付其外

一印

先達て申達候阿蘭陀本国仕出之船一艘入津二付、高
鉾辺え為相繋置、主官之者出島上陸之上国王書簡并

貢獻物獻納方等申出、弥外ニ疑敷儀不相聞候間追々
右船湊内え挽入可申付候、尤右呈書并貢獻之儀江府
え伺中且玉薬も未其俣差置候付、湊内兩岸共都合宜
場所え不目立様相応之御固御手配有之候様致度候、
右之趣番頭衆え被申談、猶又可被申出候、尤非番方
之衆えも可被申談候

七月

二印

阿蘭陀本国仕出之船一艘高鉾刃え相繋居候を追々湊
内御挽入可被仰付、尤呈書貢獻之儀江府え御伺中且
玉薬も未其俣被差置候付、湊内兩岸共都合宜場所え
固手配いたし候様、以御書付御達之趣番頭共申越承
知之仕候、依之固手配之人数・船差出候付、兩岸共
左之箇所々々等御引渡被下候様致度候

一稻佐崎并岩瀬道郷御台場且御備箇、当一順被御引渡
候様有御座度、尤御引渡之上見計、猶又自分箇をも
追々相備候通可仕儀御座候事

一岩瀬道郷飽ノ浦辺扱又大村丹後守様御領内大浦出崎
辺地所、其懸り役方立云見計之上当一順被差出候様、
旁其筋御達被成下候様致度候事

右旁之趣当折柄急速手配仕儀ニ付、先以此段御達仕候
様御番所出張罷在候家老共申越候、以上

七月

御名内

米倉権兵衛

二印之二

今般御達之旨を以当一順固人数差出候付、岩瀬道郷
偕又稻佐崎御備之場所等御引渡於被下は、自分箇
等相備候儀左二

岩瀬道郷飽ノ浦辺

火矢・石火矢拾五挺

物頭三人

筒方侍四拾三人

足軽七拾五人

大小船数拾七艘

稲佐崎

物頭壹人

筒方侍八人

足輕貳拾五人

小早貳艘

大浦出崎

火矢・石火矢拾五挺

物頭五人

筒方侍六拾人

足輕百貳拾五人

大小船數貳拾壹艘

右之外追々猶又地所見計候上、自分筒をも相備可申儀御座候、尤大浦之処地所被御引渡候上地平均等も相整候はて不叶二付、石火矢之儀は

(朱書)「此向紛失」

三印

阿蘭陀本国仕出之船一艘高鋒辺へ相繋居候を追々湊

内御挽入可被仰付、尤呈書貢獻之儀江府へ御伺中且

玉薬も未其俣被差置候付、湊内兩岸共都合宜場所へ

固手配致し候様御奉行所より御書付を以被相達候、

依之其御許様御領内大浦とふゑいが浜と歎申出崎

辺、此方より石火矢相備固人数差出候付、固場所等

当一順被差出度御奉行所へ御達仕候、右二付場所為

見計此方より役人差出申儀二付、其御許様御役方為

立会被差出被下候様致し度、此段及御示談候様沖番

頭共より申越候、以上

七月

米倉権兵衛

三印二付

其御許様御領分大浦辺へ此方固場所為見計差出候役名

石火矢役式人

小役之者

以上

四印

今度入津之阿蘭陀本国仕出之船一艘追々湊内御挽入可相成旨ニ付て、御奉行所より別紙之通御書付を以被相達候、依之此方当番中之儀ニ付御達之旨ニ随ひ、相応固人数等差出候通手配相整儀御座候、此段御自分様迄宜申述候様番頭共申越候事

四印ノ二

湊内固人数等差出候場所々々

一 稲佐崎

一 岩瀬道郷

一 大村領とふゑいと敷申出崎之辺

右之外猶又随振合候ては相備候場所も可有之候得共、梅ヶ崎御備筒之固所も是又御達仕候積御座候事

一 右之末左之通御用番牧野備前守殿え七月廿八日被差出之

掛紙

阿蘭陀本国仕出之船入津追々ニ付高鉾辺え之為相整置、主官之者出島上陸之上国王書簡并貢献物献納方等申出、弥外疑敷儀不相聞候間、追々右船湊内え挽入可申付候、尤右呈書并貢献之儀江府伺中且玉葉も未其仮差置候付、湊内挽入相成候付ては両岸共都合

宜場所え不目立様相応之固致手配候様、昨五日伊沢美作守より彼地差置候家来之者え委曲被相達候、依之美作守え家来之者共より達出、岩瀬道郷・稲佐崎御備筒之場所、偕又大村丹後守領内大浦出崎え固人数・船等差出、岩瀬道郷之御備筒は高木作右衛門より請取之、其外ヶ所々々え自分筒等夫々手配申付候、此段御届仕候、以上

七月六日

御名

先達て入津之阿蘭陀本国仕出之船、都合次第湊内え繫替可申旨かひたんえ相達候間、弥湊内え碇入候上は御場所并内外御台場備向等平常商売船入津中見合

可致差略旨、尤番船之儀は差出候様、是又准前条船
数等も相減、諸事不目立様可致旨今七日伊沢美作守
より家来之者え被相達候通承知仕候、其末右船西泊
御番所内之方え挽入相成碇入申候、依之番船差出之
到期人数配等早速間合候通嚴重申付置候、此段御届
仕候、以上

七月七日

御名

一右船入津二付少将様長崎御越、御帰城二付て御勤左之
通

一筆致啓上候、公方様・右大将様御機嫌能被成御座
旨追々承知仕、恐悦奉存候、然は阿蘭陀本国仕出之
船就入津私儀長崎罷越、去七日伊沢美作守・平賀三
五郎遂對話、同八日両御番所見廻相替儀無御座候付
美作守・三五郎申談、彼表出立今日帰城仕候、右之
趣為可申上呈愚札候、恐惶謹言

七月十二日

土井大炊頭様
阿部伊勢守様 御連状
牧野備前守様

人々御中

戸田山城守様 御呈書

人々御中

——申上候間呈愚札候、恐惶謹言

堀大和守様 御勤札

人々御中

一筆令啓上候、公方様・右大将様益御機嫌能被成御
座旨追々承知之恐悦奉存候、然は阿蘭陀本国仕出之
船就入津私儀長崎罷越、去七日伊沢美作守殿・平賀
三五郎殿遂對話、同八日両御番所見廻相替儀無御座

候付、美作守殿・三五郎殿申談彼表出立今日致帰城候、右之趣御老中迄申上候間如斯御座候、恐惶謹言

七月十二日

大岡主膳正様

遠藤但馬守様

本庄安芸守様

本多越中守様

人々御中

松平玄蕃頭様

酒井右京亮様

人々御中

一筆致啓達候、公方様・右大将様益御機嫌能被成御座旨追々承之恐悦奉存候、然は阿蘭陀本国仕出之船就入津拙者儀長崎罷越、去七日伊沢美作守殿・平賀三五郎殿遂對話、同八日兩御番所見廻相替儀無之候

付、美作守殿・三五郎殿申談彼表出立今日致帰城候、右之趣御老中迄申上候間如斯御座候、恐惶謹言

七月十二日

松平豊前守様

人々御中

一筆令啓達候、——申上候間如斯候、恐惶謹言

桜井庄兵衛様

永井真之丞様

人々御中

一筆致啓達候、——申上候間如斯御座候、恐惶謹言

神尾備中守様

堀伊賀守様

人々御中

——、右之趣為可申述如斯御座候、恐惶謹言

小笠原左京大夫様

松平主殿頭様

人々御中

一八月十五日御用蓄水野越前守殿え左之通御届被差出之
今度於長崎阿蘭陀本国仕出之船就入津、備向為手配
親族家老鍋島伊豆彼地差越候処、主官之者より呈書
等之儀申出、外二疑敷儀無之、其外委細伊沢美作守
より家来之者え被相達候故、内湊別段守衛等も猶又
嚴重手当相整候付、伊豆儀一先引取候様致度旨家来
之者より美作守え相伺候処、勝手引払候通被相達候、
依之昨十三日彼地引取申候、此段御届仕候、以上

七月十四日

御名

一前断御帰城二付て御一門様方其外え為御知左之通

以手紙致啓達候、於長崎先月二日阿蘭陀本国仕出之
船一艘入津二付、肥前守様御番所為御見廻彼地御越、
両御番所御巡見相替儀無之候付、同十二日被成御帰
城候、誰様え右為御知被仰進度貴様方迄宜得御意旨
被仰付越、如斯御座候、以上

八月

牟田口

——致啓上候、——各様迄——

御留守居

御名前前二有之候付略之

一十月十一日御用番牧野備前守殿え御届左之通

今度阿蘭陀使節船就渡来、諸手配之ため家老諫早豊
前儀長崎差越候段は最前申上置候、然処諸事穩之御
取計を以書簡御請取二も相成候付ては、手配向等之
儀は地行差越置候家老鍋島孫六郎、偕又両御番所詰

番頭共え相談置、豊前儀は一先領内諫早え引取罷在、自然異変之儀も有之候刻は手近之場所ニ付、早速出張仕候ては何分可有之哉、伊沢美作守より家来之者(え)の誤りかより相伺候処、一先引取異変之節早速出張可致旨被相達候、依之豊前儀昨日彼地引取申候、此段御届仕候、以上

九月十一日

御名

十一月九日御用番水野越前守殿へ御届左之通

阿蘭陀本国船近々致帰帆候段伊沢美作守より申聞候、依之諸事為手配家老諫早豊前早速長崎差越、御番所其外島々番人等猶又嚴重相守候様申付候、就右私儀も御番所為見廻明十四日より彼地罷越儀御座候、此段御届仕候、以上

十月十三日

御名

一右船帰帆ニ付少将様長崎御越、御帰城ニ付て之御勤左之通

一筆致啓上候、公方様・右大将様益御機嫌能被成御座旨追々承知仕、恐悦奉存候、然は当七月入津之阿蘭陀本国船就帰帆私儀長崎罷越、一昨十七日両御番所見廻伊沢美作守・遠山半左衛門遂対話、昨十八日阿蘭陀本国船出帆聊相替儀無御座候、依之美作守・半左衛門申談今日私領諫早迄罷帰候、右之趣為可申上呈愚札候、恐惶謹言

十月十九日

水野越前守様

土井大炊頭様

阿部伊勢守様

御連状

牧野備前守様

人々御中

戸田山城守様 御呈書

人々御中

——申上候間呈愚札候、恐惶謹言

堀大和守様 御勤札

人々御中

一筆令啓上候、公方様・右大將様益御機嫌能被成御座旨追々承知之、恐悅奉存候、然は当七月入津之阿蘭陀本国船就帰帆拙者儀長崎罷越、一昨十七日両御番所見廻伊沢美作守殿・遠山半左衛門殿對話、昨十八日阿蘭陀本国船出帆聊相替儀無御座候、依之美作守殿・半左衛門殿今日私領諫早迄罷帰候、右之趣御
(申談)欠力)
老中迄申上候間如斯御座候、恐惶謹言

十月十九日

大岡主膳正様

遠藤但馬守様

本庄安芸守様

本多越中守様

人々御中

松平玄蕃頭様

酒井右京亮様

人々御中

一筆致啓達候、公方様・右大將様益御機嫌能被成御座旨追々承之、恐悅奉存候、然は当七月入津之阿蘭陀本国船就帰帆拙者儀長崎罷越、一昨十七日両御番所見廻、伊沢美作守殿・遠山半左衛門殿對話、昨十八日阿蘭陀本国船出帆聊無相替儀候、依之美作守殿・半左衛門殿申談、今日私領諫早迄罷帰候、右之趣御老中迄申上候間如斯御座候、恐惶謹言

十月十九日

神尾備中守様

堀伊賀守様

人々御中

松平豊前守様

人々御中

一筆令啓達候、——恐悦奉存候、次貴様弥御無異可
為御勤珍重存候、然は——申上候間如斯候、恐惶謹
言

桜井庄兵衛様

永井真之丞様

人々御中

一筆致啓達候、——弥可為御堅固珍重存候、——、
右之趣為可申述如斯御座候、恐惶謹言

松平主殿頭様

人々御中

一右二付御一門様方其外え為御知差出之

一右本国船出帆、帆影見隠候付て十一月十六日御用番水
野越前守殿え御届左之通

於長崎阿蘭陀本国仕出之船就入津、非番所之儀松平
美濃守家来え非番方御石火矢台場家来之者より引渡
候段最前御届仕置候、然処右船出帆被仰渡候付ては、
帆影見隠候は非番所之儀も当番方より人数・船差出、
美濃守人数・船は引取候方二可有之哉、美作守え美
濃守家来申談相伺候処、其通可相心得旨被相達候、
然末去十八日出帆、翌十九日帆影見隠候付、昨廿一
日非番方御石火矢台場請取候段申越候、此段御届仕
候、以上

十月廿二日

御名

編者

吉岡誠也 佐賀大学地域学歴史文化研究センター
講師（研究機関研究員）

伊藤昭弘 同 副センター長 准教授

天保十五年

阿蘭陀使節船渡来

二〇一八年三月 発行

編集

吉岡誠也
伊藤昭弘

発行 低平地研究会 (LORA)

佐賀市本庄町一番地

佐賀大学低平地沿岸海域研究センター内

TEL 〇九五二一一二八―八五八二

FAX 〇九五二一一二八―八一八九

二〇一七年度歴史・文化専門部会研究報告書

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

佐賀市本庄町一番地

TEL 〇九五二一一二八―八三七八 (FAX 共)

印刷 大同印刷株式会社

